

FRBR および RDA に対する疑問再考 ―責任表示と版表示の帰属について―

古川 肇

1

筆者は、RDAの評価を試みた旧論で次のように記した¹⁾。

RDAに関する(ひいてはFRBRに関する)筆者の最大の疑問は、属性の記録と転記の原則とは相容れないのではないかという疑問である。一般論として実体関連分析において属性を記録するとき、誤謬をそのまま転記するなどという態度が、通用するとは思えないのである(典拠形アクセスポイントはふさわしい)。属性の記録と転記の原則の間にもどのように折り合いをつけるか考えてみたい。前提として転記の原則が適用されるエレメントには、責任表示のように「表示」(statement)を含むものと、本タイトルのように含まないものが混在するのが現状であるが、論理的にはすべて「表示」を含むべきであると考えられる。そして属性の記録に当たっては、例えば本タイトルという属性ではなく本タイトル表示という属性を記録するのだと考えればどうであろうか。その際、転記の原則が適用される責任表示はすべて表現形の属性であろう。RDAが演奏・演技者の表示(中略)を表現形のエレメント(7.23)としているのは頷けない。

この一段を執筆してからさほどの時日を経っていないにもかかわらず、現在の筆者にとって、これは正誤が入り混じったこのまま放置できない文章である。本欄で再度この段に取り上げたテーマについて考えてみたい。ここで参考とするのがイー(Martha M. Yee)の論説である。彼女はFRBRに価値を認めながらも、著作から個別資料に及ぶ4実体への、諸エレメントの割り振り(mapping)には強く異を唱え、例えば後述のように版表示を問題にしている。それだけでなくRDAを様々に批判し²⁾、さらにその背後でFRBR以上にFRBR的であると自負する手作りの目録規則を構築している³⁾。以下では彼女自身による自説紹介のプレゼンテーション資料⁴⁾などを参照しながら、再考したい。

2

まず引用の拙文には行き過ぎと思われる点があって、それは、実体関連分析における属性の記録に当たっては正規化(normalization)が必須であり、リテラルな(literal)転記事項を採用するのは不適切と考えたことである。ここに「転記事項」とは、目録作業において転記の原則に基づいて記録するエレメントで、具体的には、タイトルと責任表示に関する事項、版に関する事項、出版・頒布等に関する事項、シリーズに関する事項を指す(FRBRにおけるラベル情報)。

どの属性に転記事項を用いるかを予め確定しそれを遵守すれば、いわば代用は差支えないのであり、正規化に固執すべきではなかった（ただし、どの転記事項の名称にも論理上、本来すべて「表示」(statement) という語を付すべきだ、という主張は正しいと今も考えている。ちなみに表示とは資料におけるそれであり、決して書誌レコード中ではない)。この問題に関して、イーはデータ・タイプ (type of data) という概念を提示し、全エレメントを (1) transcribed and composed data、(2) controlled (normalized) terms and composed data、(3) normalized human-readable identifiers or headings に三分した。次に実例を自家製の目録規則から引用してみる⁵⁾。この概念を媒介させるならば、属性の記録と転記の原則は両立できると考えられる。これは、RDA開発合同運営委員会 (Joint Steering Committee for Development of RDA) のホーム・ページ中のリスト、RDA Element analysisにおけるattribute typeやvalue surrogateより目録と親和性のある概念である。

Work identification [type of data: normalized heading--work identifier; not repeatable]

Original language of work [type of data: composed data--controlled terms; not repeatable]

Responsibility for work [type of data: transcribed data; not repeatable]

3

次いで、「属性の記録に当たっては、例えば本タイトルという属性ではなく本タイトル表示という属性を記録するのだと考えればどうであろうか。」という箇所について再考したい。この直後で、「その際、転記の原則が適用される責任表示はすべて表現形の属性であろう。RDAが演奏・演技者の表示 (中略) を表現形のエレメント (7.23) としているのは頷けない。」と、RDAにおいて演奏・演技者表示とほかの責任表示の位置づけの方針が一致しない点を突いたのは的を射ていたと思うが、ここに横たわっている問題の核心は、「ある属性をどの実体の属性として記録するか判断は、それが表現形に表示されているという事実に依存するか否か。」ということである。

イーはRDAで表現形のエレメントである版表示 (2.5.2.3) について、次のように言う⁶⁾。

FRBRおよびRDAと異なって、私の規則では“2nd rev. ed.”というフレーズは、それが転記されていても、表現形に位置づける。この扱い (this approach) は版表示を表現形の実体と位置づけるFRBRのマッピングより、FRBRにおける表現形の定義に合致する。これが、私が自らの規則をFRBR以上のFRBRという理由である！ (This is why I say that my rules are more FRBR than FRBR!)

確かに2nd rev. ed.のような内容に関わる版表示に限れば、この主張は正しいと考えられる。だが同じ版表示でも、例えば『広辞苑 第6版机上版』における「机上版」のような、キャリアに関わる版表示は表示位置の表現形から移すべきではないであろう。イーも “large print ed.” という例を挙げて表現形に属する版表示をも認めている⁷⁾。

4

さて、版表示以外の転記事項のうち、最も苦慮させられるのは責任表示である。もしRDA 7.23のように演奏・演技者が表現形に関わるからとの理由で、その表示を表現形の属性とするならば、訳者表示やNCRがいう「特定の版にのみ関係する責任表示」などもそうするのであろうか。遡って著者（creator）表示は著作の属性とするのであろうか。しかしそれは現実には不可能である（例えばシェークスピア作*Hamlet*の原文・翻訳の全体現形の著者表示を、この著作の一つしか存在しないレコードに集中することなどできはしない）。

責任表示に関するイーの目録規則は、筆者から見て甚だ理解しにくいものである。例えば、著作に属する責任表示とは、原表現形の原体現形に現れる著作に関する責任表示を転記したものであるとする一方で、体現形にはいかなる責任表示をも割り当てていない。実は、このような規定は、彼女が言う“degression”（下降）の方法に由来するのである。RDAを含めて既存の目録規則が体現形の記述から始めるのに対して、イーの規則では著作から個別資料へ向けて書誌レコードを作成してゆく（これはパニッツィの大英博物館目録で使われた方法への回帰だという⁸⁾）。そして、ある著作の全表現形に当てはまるエレメントを著作レベルに記録して表現形レベル以下では反復せず、ある表現形の全体現形に当てはまるエレメントを表現形レベルに記録して体現形レベル以下では反復しない⁹⁾。これがイーの論理である。

5

改めて転記事項のうち、どれかを体現形以外の実体に帰属させるべきなのか、またその論拠は何か。今のところ筆者は、責任表示は冒頭引用中の自説どおりで良く、内容に関わる版表示はイーが正しいと考えている。だが、この割り振りの論拠は提示することができない状態にある。その意味で小論は未完である。これからイーの目録理論に分け入りそれを咀嚼してから再度取り組みたい。この重要な問題提起（と筆者は確信する）へのご教示が得られれば幸いである。

なお、旧論に触れた、多様な組み合わせがあり得るタイトルと責任表示に関して、一旦分割して入力すると再現できそうもないと危惧されるケース¹⁰⁾については、資料上に記載されている表現そのままを注記として記録（入力）しておくべきではないだろうか。

注（最新アクセス日：2012-2-28）

- 1) 古川肇: RDAの評価 『資料組織化研究-e』 60(2011) p.5-6
<<http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/57/95>>
- 2) Yee, Martha M. The Single Shared Catalog Revisited. In: *Conversations with Catalogers in the 21st Century*. Elaine R. Sanchez, editor. (Santa Barbara, Calif.: Libraries Unlimited, 2011), p.128-133.
- 3) Yee, Martha M. Cataloging Rules. June 15, 2008 draft, rev. <<http://myee.bol.ucla.edu/catrul.pdf>>
- 4) Yee, Martha M. The Yee Cataloging Rules: FRBRized Cataloging Rules with an RDF Data Model for the Semantic WEB. Presented to ALCTS FRBR Interest Group, ALA Annual 2010, Friday, June 25, 2010.

- 5) 前掲3) p.16,25.
- 6) 前掲4) p.13.
- 7) 前掲3) p.84-85.
- 8) 前掲4) p.9.
- 9) 前掲3) p.13-15
- 10)前掲1) p.5.

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2012 年2月29日 受理)